



大津市公報

令 和 2 年 3 月 31 日
号 外 (第 30 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 17 大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 18 大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 19 大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則…………… 1
- 20 大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則を廃止する規則…………… 2
- 21 大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 22 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則…………… 2
- 23 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 2
- 24 大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 25 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則…………… 3

○ 告 示

- 62 大津市伝統芸能会館の指定管理者の指定について…………… 4
- 63 大石緑地スポーツ村（一部を除く。）の指定管理者の指定について…………… 4

○ 消 防 局 訓 令

- 1 大津市消防職員の人事評価に関する規程の一部改正…………… 4
- 2 大津市消防職員の条件付採用期間評価に関する規程の一部改正…………… 4

規 則

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第17号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例（令和2年条例第8号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第18号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市特別会計条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号）の施行期日は、令和2年4月1日とする。

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第19号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大津市特別会計条例の一部を改正する条例（令和2年条例第9号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置について、必要な事項を定めるものとする。
(歳入及び歳出に関する経過措置)

第2条 改正条例の規定による改正後の大津市特別会計条例の規定は、令和2年度以後の歳入及び歳出について適用し、令和元年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第20号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則を
廃止する規則

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則（平成20年規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第21号

大津市債権の管理に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市債権の管理に関する条例等施行規則（平成24年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第22号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第23号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

附則別表備考第10項を次のように改める。

10 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、25日を基礎として利用者負担額を日割計算する。

(1) 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合

(2) 府令第58条第4号の内閣総理大臣が定める場合に該当する場合

別表備考第10項を次のように改める。

10 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、25日を基礎として利用者負担額を日割計算する。

(1) 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合

(2) 府令第58条第4号の内閣総理大臣が定める場合に該当する場合

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、令和2年3月2日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第24号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則(平成27年規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表備考第8項を次のように改める。

8 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、25日を基礎として保育料を日割計算する。

(1) 月の途中において特定保育の利用を開始し、又は終了した場合

(2) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第58条第4号の内閣総理大臣が定める場合に該当する場合

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、令和2年3月2日以後に行われる特定保育について適用し、同日前に行われた特定保育については、なお従前の例による。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第25号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年規則第135号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「165,150円」を「166,950円」に、「70,790円」を「72,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82,580円」を「83,480円」に、「35,400円」を「36,500円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の本則の表の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告

示

大津市告示第62号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市伝統芸能会館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンクージ
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

大津市告示第63号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和2年3月31日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大石緑地スポーツ村（一部を除く。）
- 2 指定管理者の名称及び所在地 おおつ協会都市公園グループ
構成団体 大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 西武造園株式会社
大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号 ゼット株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

消 防 局 訓 令**大津市消防局訓令第1号**

大津市消防職員の人事評価に関する規程（平成22年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

本則中「大津市消防職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づく大津市消防職員」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年3月31日から施行する。

大津市消防局訓令第2号

大津市消防職員の条件付採用期間評価に関する規程（平成22年消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大津市消防局長 安 井 達 治

本則中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。